

三原市廃棄物集積所設備設置等に関する補助金 交付要綱

平成17年3月22日

要綱第101号

(趣旨)

第1条 市民の生活環境の保全及びごみ収集の整備を図るため、廃棄物集積場所(以下「ごみステーションボックス」という。)の設置、修繕及び改造に対し、三原市補助金等交付規則(平成17年三原市規則第56号)及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となるごみステーションボックスの設置、修繕及び改造は、町内会等地域住民団体の設置するもので、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 使用する資材の材質はステンレスであること。
- (2) 地域的美観を保持できるとともに長期使用に耐え得るものであること。
- (3) 新設及び修繕に係る実費に限定するものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金交付の申請があったときは、これを審査し、相当と認めた場合においてはその年度の予算の範囲内で、ごみステーションボックスの新設、修繕及び改造に係る実費(消費税及び地方消費税を除く。)の額に4分の3を乗じて得た額を補助する。ただし、その額に千円以内の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、廃棄物集積所設備設置等補助金交付申請書(様式第1号)にごみステーションボックスの設置の略図及び設備図面並びに見積書を添えて市長に提出しなければならない。

(完成届)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けたものは、速やかにごみステーションボックスの設置等を完了し、廃棄物集積所設備設置等完成届(様式第2号)に完成写真を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、設置等の完成を確認した後に交付する。

(事業完了報告書)

第7条 補助金の交付を受けたものは、交付を受けた日より起算して10日以内に廃棄物集積所設備設置等補助事業完了報告書(様式第3号)に領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成23年3月8日三原市要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日三原市要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

廃棄物集積所設備設置等補助金交付申請書

年 月 日

三原市長 様

地域団体名
代表者
住所
氏名
電話番号



廃棄物集積所設備の（設置，修繕，改造）をしたいので，三原市廃棄物集積所設備設置等に関する補助金交付要綱の規定に基づき申請します。

- 1 補助事業名
三原市廃棄物集積所設備設置等補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容
三原市廃棄物集積所設備設置
- 3 補助金交付申請額
円
- 4 補助事業に係る資金計画

総事業費	円	市補助金	円	地域団体等負担金	円

- 5 補助金の振込先
取引金融機関名及び口座名義人
（ ）銀行，金庫（ ）支店
種目 普通，当座 預金

口座番号（ ）

ふりがな（ ）
氏 名（ ）

- 6 補助事業の効果
- 7 補助事業の実施予定日
年 月 日から 年 月 日までの間
- 8 補助事業を実施する場所 別紙(1)位置図のとおり
- 9 補助事業概要の図面 別紙(2)図面のとおり
- 10 補助事業の見積書 別紙(3)のとおり

様式第2号（第5条関係）

廃棄物集積所設備設置等完成届

年 月 日

三原市長 様

地域団体名
代表者
住所
氏名
電話番号

印
○

廃棄物集積所設備設置等が完成したので、三原市廃棄物集積所設備設置等に関する補助金交付要綱に基づき届けます。

記

- 1 設備等の完成日 年 月 日
- 2 設備等の設置場所
- 3 設備等の完成写真

写真

様式第3号（第7条関係）

廃棄物集積所設備設置等補助事業完了報告書

年 月 日

三原市長 様

地域団体名
代表者
住所
氏名
電話番号



廃棄物集積所設備設置等補助事業が完了したので、三原市廃棄物集積所設備設置等に関する補助金交付要綱に基づき領収書を添付し報告します。

記

- 1 補助事業の完成日 年 月 日
- 2 補助事業の実施場所
- 3 補助事業の収支決算

収入合計	円
地域団体等負担金	円
三原市補助金	円
その他	円
支出合計	円
事業費	円

- 4 領収書 下段に添付

領収書

基本型(例)

ゴミ箱仕様	
床	SUS板 1.0t(ミリ)
側	SUSエキスパンドメタル 1.2t(ミリ)
屋根	SUS板 1.0t(ミリ)
骨	SUSアングル 30X30X3 (ミリ)

